



平成 24 年 4 月 23 日

各 位

会社名 佐田建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 荒木 徹
(コード番号 1826 東証第1部)
問合せ先 常務執行役員管理本部長 田島 順一
(TEL. 027-251-1551)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、財団法人東京都新都建設公社発注工事に関して独占禁止法違反があったとして公正取引委員会から課徴金納付を命ずる審決を受け、最高裁判所の決定によりその効力が確定したことに伴い、建設業法の規定に基づき、国土交通省関東地方整備局から平成24年4月23日付で、下記の営業停止命令を受けました。

本件に関しましては、お客様はもとより、株主様をはじめとする関係の皆様にも、大変ご迷惑やご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、この処分を厳粛に受け止め、更なるコンプライアンスの徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

東京都における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

2. 期 間

平成 24 年 5 月 8 日から平成 24 年 5 月 22 日までの 15 日間

以 上